

石巻市総合交通計画改定支援業務 仕様書

1 業務の名称

本業務は「石巻市総合交通計画改定支援業務」と称する。

2 業務の目的

本市では、令和3年3月に策定した石巻市総合交通計画が令和8年度末をもって計画期間を終了することから、計画の改定を行うこととしている（改定後の計画は令和9年4月から5年間の計画期間を予定している）。

計画の改定に当たり、現計画の検証を行った上で、地域特性及び公共交通その他の移動サービスの現況や利用実態等の整理を行い、市民ニーズを反映させるためにデータを収集、整理し、専門的な技術を用いた分析等を行うもの。

3 業務内容

下記内容を想定しているが、業務内容の詳細については事業者からの提案事項とする。

(1) 計画準備

業務実施前に、工程、業務内容、体制等を明記した業務実施計画書を提出する。

(2) 地域特性及び輸送資源の現況等の整理・分析

市の地域特性（地勢的条件、人口動態等）及び輸送資源（公共交通機関、その他の移動サービス等）について、資料・データ等を収集し、GISデータ等により本市の地域交通の課題が視覚的に明らかとなるよう整理、分析を行う。

(3) 公共交通の利用実態等の整理

石巻市が保有する路線バスのデータ（交通系ICカードから取得できるデータ）等を用いて、市内を運行する公共交通の利用実態等について整理、分析を行う。

(4) 住民の交通行動及びニーズ等の把握

本市における住民等の交通行動や本市の交通に対する意見を把握するため、次の調査を実施する。

なお、アンケート調査については、令和8年度に実施する予定としていることから、本業務においては、調査表の設計までを行うこととし、調査の実施は含まないものとする。

ア 市民アンケート調査（調査表の設計のみ（現計画で設定するアウトカム指標の達成状況が確認できる調査項目を必ず入れること。））

イ 高校生アンケート調査（調査表の設計のみ）

ウ 交通事業者ヒアリング（バス事業者1者）

(5) 現計画の検証

現計画で設定するアウトカム指標のうち、目標2の指標①（市民1人当たりの公共交通の利用回数（年間））及び目標3の指標①（サービスレベルの高いエリアの人口カバー率）の達成状況の算出、分析を実施する。

また、現計画に記載する具体施策（事業）の達成状況について、実施できなかった理由を

含め整理する。

(6) 会議の運営支援

会議に伴う資料作成、当日の説明、議事録作成等の運営補助を行うものとする。

次の会議の開催を想定している。

ア 交通事業者ワーキング（１～２回程度開催）

4 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、着手時１回、中間２回以上、最終納品前１回の計４回以上、協議打合せを行うものとする。

5 業務の履行期間

本業務の履行期間は、契約の日から令和８年３月５日までとする。

6 成果品

受託者は、本業務の成果品として下記を納入するものとする。なお電子データについては、発注者が活用できるようＰＤＦファイルだけではなく、オリジナルファイル（docx、xlsx、pptx、shp 等）とし、表やグラフ等はＥｘｃｅｌデータに別途取りまとめ、バックデータと合わせて納品すること。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 業務報告書 A4判 | 1部 |
| (2) 電子記録媒体（CD-R等） | 1部 |

7 暴力団等の排除について

- (1) 受託者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成２０年石巻市告示第２６８号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受託者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受託者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受託者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受託者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した

文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により復興企画部地域振興課長に報告すること。

- (6) 受託者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受託者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、復興企画部地域振興課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受託者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

8 その他

- (1) この仕様書は委託業務の概要を示すものであり、プロポーザル方式により提案を受けた内容について、協議により、当該仕様書に反映する場合がある。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、当市の交通課題等を的確に把握し、適切に対応していく必要があることから、石巻市地域公共交通計画専門委員に意見を求め、その意見を適宜反映しながら進めるものとする（必要に応じWEB会議を2～3回程度実施するものとする）。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、本仕様書のほか次に例示する地域交通計画策定に関する資料、情報リソース及び本市の関係計画について適宜参考とすること。
 - ア 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」概要版（国土交通省）
 - イ 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」手順書（国土交通省）
 - ウ 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」データ活用の手引き（国土交通省）
 - エ モビリティ・アップデート・ポータル（国土交通省）
参照 URL (<https://mobility-update.mlit.go.jp>)
 - オ 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（国土交通省）
 - カ 石巻市で作成した各種計画書（石巻市総合計画、石巻市立地適正化計画等）
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受託者による協議の上、これを定める。